

## 一般財団法人広島県消防設備協会定款

広島県知事許可	昭和52年1月29日	指消第	1136号
変更	昭和54年9月27日	指消第	1号
	平成15年4月 8日	指消第	1号
広島県知事認可	平成24年3月19日	指令総務第	188号
施行	平成24年4月 1日		

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島県消防設備協会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目 的)

第3条 この法人は、防火対象物における消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化、防火対象物の防火防災安全対策の推進、消防防災に関する調査研究を行うとともに防火防災思想の普及広報に努め、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、財産の被害の防止・軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進
- (2) 消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施
- (3) 防火対象物の防火防災安全対策の推進
- (4) 防火防災思想の普及広報
- (5) 関係官公庁及び関連団体との連絡協調
- (6) 前各号の事業に付帯する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人設立時の基本財産として、別表で特定された財産
  - (2) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分するとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員が、この法人の職務のため旅行したときは、別に定める規程に基づき費用弁償する。

第5章 評議員会

(設 置)

第13条 この法人に評議員会を設置する。

- 2 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 3 評議員会の議長は、評議員の中から互選によって定める。

(權 限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 常勤理事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後の3箇月を超えない時期に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

#### (決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

#### (報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

### 第6章 役員

#### (役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とし、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事の選任にあたっては、第10条第2項各号を準用し、これの要件をいずれも満たさなければならない。
- 4 前項の規定は、監事について準用する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事の職務は、次の各号とおりとする。

- (1) この法人の財産の状況を調査するとともに各事業年度に係る計算書類等を監査する。
  - (2) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。  
ただし、前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤役員については、この限りでない。

- 2 常勤役員の報酬については、評議員会の議決により、別に定める。
- 3 無報酬の理事及び監事が、この法人の職務のため旅行したときは、別に定める規程に基づき費用弁償する。

## 第7章 理事会

(設置)

第27条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長を務める。

(权限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 第23条第5号の規定により監事が招集したとき。

(招 集)

第30条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第2号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、あらかじめ書面をもって通知しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決 議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。

## 第8章 会 員

(会 員)

第33条 この法人に次の会員を置くことができる。

- (1) 正会員 消防防災設備等の製造、設置又は保守の業務に携わる事業所
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する事業所又は個人

(会 費)

第34条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、理事会で定める。

(入会及び退会)

第35条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承

認を得なければならない。

(任意退会)

第36条 会員は、退会届を提出することにより、任意でいつでも退会することができる。

(除名)

第37条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第38条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第34条の会費を、所定の期日から6月経過して納入しない者。
- (2) 当該会員が解散、又は死亡したとき。

第9章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第39条 この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、特定の事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、理事会の推せんにより、理事長が委嘱する。
- 4 参与は、理事長が委嘱する。
- 5 第24条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

(顧問及び参与の報酬)

第40条 顧問及び参与は、無報酬とする。

- 2 顧問及び参与が、この法人の職務のため旅行したときは、別に定める規程に基づき費用弁償する。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。

### (解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産等の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配を行わない。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

### (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

## 第13章 補 則

### (委員会)

第48条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### (実施細則)

第49条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定

めるものとする。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、河村 満とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

溝口 明宏

山田 節

芝吹 和英

坪北 義夫

井本 公二

佐々木 弘昭

渡邊 嘉一郎

沖 照夫

土居 忠司

糸谷 光也

高垣 正悟

沖 敏朗

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等	
定期預金	もみじ銀行	1,000万円
	中央三井信託銀行広島支店	1,000万円
	住友信託銀行広島支店	1,000万円
	みずほ信託銀行広島支店	1,000万円
	三菱UFJ信託銀行広島支店	1,000万円
基本財産合計		5,000万円